

評議員及び役員の報酬等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人大阪認知症研究会定款第13条及び第28条の規定に基づく評議員及び役員の報酬等に関する規定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいう。
- （2） 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。

（評議員及び役員に対する報酬の総額）

第3条 評議員及び役員に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- （1） 理事 30万円
- （2） 評議員 30万円
- 2 監事については無報酬とする。

（報酬の支給基準と支給方法）

第4条 評議員及び役員が、次の各号に掲げる業務等に従事したときは、報酬として別表に掲げる金額を遅滞なく通貨をもって本人に支給する。ただし、評議員及び役員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。また、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても報酬は加算しないものとする。

- （1） 理事会への出席
- （2） 評議員会への出席

（公 表）

第5条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補 則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

（附 則）

この規程は、公益財団法人大阪認知症研究会の移行の登記のあった日から施行する。

別表 報酬の額

業務等の種類	報酬（日額）
理事会への出席	25,000円
評議員会への出席	25,000円

以上